

神戸市立灘さくら支援学校と石光商事株式会社との包括連携協定に関する協定書

神戸市立灘さくら支援学校（以下「甲」という。）と、石光商事株式会社（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的） 第1条 本協定は、甲、乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項） 第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）人権、環境に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （2）障がい者の自立支援に関する事項
- （3）地域コミュニティづくりの配慮に関する事項
- （4）その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

2 甲、乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙が合意の上、決定する。

（守秘義務） 第3条 甲、乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、知り得た相手方に関する営業秘密を、正当な理由なく第三者（各自の役員・従業員を含む）に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の違反により甲又は乙が損害を被った場合は、相手方はその損害を賠償する責を負う。

（有効期間） 第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2か月前までに甲、乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議） 第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年12月04日

甲 神戸市灘区摩耶海岸通2丁目2-2  
神戸市立灘さくら支援学校  
校長 小林 健治

小林 健治

乙 神戸市灘区岩屋南町4-40  
石光商事株式会社  
代表取締役社長 荒川 正臣

荒川 正臣